説　　明　　事　　項

１．本契約（令和６年２月５日付け、海工第６９号）に係る繰越承認を得るまでの間、工期を令和６年３月３１日までとする。繰越承認を得られた場合は、令和６年９月３０日まで工期延伸を行うことができる。